

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税比率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

令和3年度決算の「錦江町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下の通りです。

(歳入)		
地方消費税交付金（社会保障財源化分）		98,871 千円
(歳出)		
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられている施策に要する経費		740,087 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町 債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	18,592	1,141	0	0	6,663	10,788
	老人福祉費	9,321	0	0	916	3,209	5,196
	障害者福祉費	302,240	214,683	0	0	33,431	54,126
	児童福祉総務費	32,583	21,964	0	0	4,054	6,565
	児童措置費	343,679	240,013	0	974	39,210	63,482
	予防費	15,429	582	0	0	5,669	9,178
	健康増進費	17,176	781	0	87	6,227	10,081
	母子衛生費	1,067	0	0	0	407	660
合計		740,087	479,164	0	1,977	98,871	160,075